

出校停止期間の基準

- 1 第1種の感染症にかかった者のについては、治癒するまで。
- 2 第2種の感染症（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
 - (1) インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
 - (2) 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - (3) 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - (4) 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - (5) 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
 - (6) 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
 - (7) 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- 3 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※ 上記に該当する生徒は、感染症発症報告書を提出してください。感染症発症報告書は保健室にあります。（以下2枚目印刷よりお願いします。）